

2019年11月29日

各 位

会 社 名 株式会社 エー・ディー・ワークス

代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫

(コード番号:3250 東証第一部)

問合せ先 常務取締役CF0 細谷 佳津年

電話番号 03-4500-4208

株式移転に伴う当社株式のお取扱いについて

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2020年4月1日(水曜日)を効力発生日(予定)として、当社単独による株式移転(以下「本株式移転」といいます。)により、完全親会社となる株式会社 ADワークスグループ(以下、「ADワークスグループ」といいます。)を設立し、持株会社体制に移行することを決議いたしました。

つきましては、本株式移転に伴う当社株式のお取扱いについて下記のとおりお知らせいたします。 なお、本株式移転の日以前において、株主の皆さまのお手続きは特段ございません。

記

1. ADワークスグループ株式の割当の時期及び方法

当社は、本株式移転に際して、2020年3月31日(火曜日)(予定)現在の当社株主名簿に記載または記録された当社の普通株式を保有する株主の皆さまに対し、ご所有の当社普通株式1株につき、ADワークスグループの普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。割当交付されたADワークスグループの株式は2020年4月1日(水曜日)(予定)付でお取引の証券会社等(特別口座の口座管理機関含む)の振替口座簿へ記録されますので、同日以降、売却が可能となります^{※1}。

なお、「株式移転手続き完了のお知らせ」は、2020 年4月下旬にお届出のご住所またはご指定の場所宛てにご送付する予定です。

2. 株式の流通について

当社株式の流通については、以下のとおりとなりますので市場での売買の際はご留意ください。

| 年 月 日 | 日程 | 株式の流通 | | | | |
|---------------|-------|-----------------------------|--|--|--|--|
| 2020年3月30日(月) | 当社株式の | この日以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。 | | | | |
| | 上場廃止日 | この自以降、自性体氏の証券取引所での允負はできません。 | | | | |
| 2020年4月1日(水) | 株式移転の | この日以降、株式移転比率に応じた数のADワークスグル | | | | |
| (予定) | 目 | ープの株式として売買が可能となります。**1 | | | | |

^{※1} 特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替え手続きが完了後、売却が可能となります。

3. 単元未満株式の買取について

単元未満株式の買取請求の日程は以下のとおりとなります。なお、ADワークスグループの単元株式数は100株となります。

【単元未満株式買取請求の日程について】

| 年 月 日 | 買取請求のお取扱い | | | | | |
|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 2020年3月25日(水) | 買取請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。**2 | | | | | |
| 2020年3月26日(木) ~ 2020年3月31日(火) | この期間中は、単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。 | | | | | |
| 2020年4月1日(水) | 割当後のADワークスグループの単元未満株式(100 株未満)につきまして、買取 請求取次依頼書の受付を再開いたします。取次依頼書には割当後のADワークスグ ループの単元未満株式(100 株未満)の株式数をご記入ください。 | | | | | |

※2 上記の買取請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等(特別口座の口座管理機関を含む)にご確認ください。

4. 単元未満株式の買増請求について

当社では、単元未満株式の買増請求に対応しておりません。また、ADワークスグループにおいても対応しない予定であります。

5. 端数株式処分代金のお支払い

ADワークスグループ株式の割当の結果生じた1株未満の端数につきましては、法定の手続により処分し、その処分代金を端数に応じて期末配当金と合算してお支払いいたします。なお、配当金関係書類につきましては、2020年6月中旬にお送りする予定です。

6. 本件に関する照会先

同

その他ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

株 主 名 簿 管 理 人 特別口座の口座管理機関

絡

先

連

三菱UF J 信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

証券代行部テレホンセンター

フリーダイヤル 0120-232-711

(土・日・祝日等を除く平日9:00~17:00)

【新会社への引継ぎについて】

現在、当社株式に関してお届け出いただいている内容につきましては、ADワークスグループ 株式に関するものとして引き継がせていただきます。

以上

【ご参考】本株式移転に伴うADワークスグループ株式の割当交付に関するQ&A

Q1:本株式移転後の株主の所有株式数や議決権はどうなりますか?

- A1:当社は、本株式移転に際して、2020年3月31日(予定)現在の当社株主名簿に記載または 記録された当社の普通株式を保有する株主の皆さまに対し、以下のとおり対応いたします。
 - ① ご所有の当社普通株式1株につき、ADワークスグループの普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。
 - ② 議決権数は割当後のご所有のADワークスグループ株式数100株につき1個となります。
 - ③ 本株式移転により、当社株主の皆さまに交付しなければならないADワークスグループ の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法 令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

具体的には、本株式移転の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

| | 本株式移転効力発生前 | | | | 本株式移転効力発生後 | | | |
|-----|------------|-------|-----------|----|--------------|------|-----------|------|
| | (当社) | | | | (ADワークスグループ) | | | |
| | | | | | 1) | 2 | | 3 |
| | ご所有 | 議決 | 単元未満 | 端数 | 割当 | 議決 | 単元未満 | 端数 |
| | 株式数 | 権数 | 株式 | 株式 | 株式数 | 権数 | 株式 | 株式 |
| | | | (100 株未満) | | | | (100 株未満) | |
| 例 1 | 10,000 株 | 100 個 | なし | なし | 1,000 株 | 10 個 | なし | なし |
| 例 2 | 5,500 株 | 55 個 | なし | なし | 550 株 | 5個 | 50 株 | なし |
| 例3 | 2,055 株 | 20 個 | 55 株 | なし | 205 株 | 2個 | 5株 | 0.5株 |
| 例 4 | 1,000 株 | 10 個 | なし | なし | 100 株 | 1個 | なし | なし |
| 例 5 | 497 株 | 4個 | 97 株 | なし | 49 株 | なし | 49 株 | 0.7株 |
| 例 6 | 1株 | なし | 1株 | なし | なし | なし | なし | 0.1株 |

- ※単元未満株式のお取扱い(例2、3、5において発生(例2は50株、例3は5株、例5は49株))につきましては、本株式移転の効力発生後において、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度が利用できます。なお、単元未満株式であっても配当金はお受け取りになれます。
- ※端数株式のお取扱い(例3、5、6において発生)につきましては、全て端数株式を当社が一括して売却または自己株式として取得し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、端数株式の処理については、本株式移転の効力発生後、ADワークスグループの取締役会にて、その具体的な方法・内容を決議の上、改めてご案内いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、期末配当金と合算してお支払いたします。配当金関係書類は2020年6月中旬にお送りする予定です。

※例1、4に該当する株主様は特段のお手続きはございません。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q2:本株式移転に伴う株式の交付により所有する株式の数が減少しますが、資産価値への影響は ありますか?

A2:本株式移転により、当社株主様が所有される当社株式の数に比して、所有されることとなる ADワークスグループの株式数は10分の1となりますが、本株式移転の効力発生の前後で当 社の資産や資本の状況は大きく変わりませんので、株主様が所有することとなる株式の1株 当たりの資産価値は理論上10倍となります。そのため、株式市況の変動等、他の要因を別に すれば、今回の株式移転に伴うADワークスグループの株式の交付のみによって株主様がご 所有の株式の資産価値に大きな影響が生じることにはなりません。

Q3:本株式移転に伴い単元未満株式が生じますが、本株式移転の効力発生後に、ADワークスグループに対して単元未満株式の買増請求ができますか?

A3:ADワークスグループでは、「単元未満株式の買増し」について対応しない予定であるため、 単元未満株式の買増しには応じかねます。

Q4:今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A4:今後のスケジュールについては、以下のとおり予定しております。

2019年11月29日 臨時株主総会の決議日

2020年4月1日 (予定) 本株式移転の効力発生日

2020年4月下旬(予定) 株式移転手続き完了のお知らせの発送

2020年6月中旬(予定) 端数株式処分代金のお支払い

Q5:株主自身で、何か手続をしなければならないのですか?

A5:特段のお手続きは必要ございません。

なお、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、 お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株 主 名 簿 管 理 人 特別口座の口座管理機関 同 連 絡 先

三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号

証券代行部テレホンセンター

フリーダイヤル 0120-232-711

(土・日・祝日等を除く平日9:00~17:00)